

## 青森県物価高騰緊急対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化に伴うエネルギーや原材料等の価格高騰により、県民及び事業者の各種負担が増加する状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、厳しい生活や経営を余儀なくされている県民及び事業者に対する緊急的な物価高騰対策の効果的な実施はもとより、将来にわたり県民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援する施策の展開を図るため、「青森県物価高騰緊急対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県の物価高騰対策に関すること。
- (2) 県の物価高騰対策に係る市町村その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他県の物価高騰対策に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 本部は、知事、副知事及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は商工労働部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が不在のときは、その職務を代理する。

### (本部会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部会議への出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は、商工労働部商工政策課長をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、幹事会を総括する。
- 5 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がこれを主宰する。
- 6 会長は、必要に応じて関係者に幹事会への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、商工労働部商工政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長  
企画政策部長  
環境生活部長  
健康福祉部長  
商工労働部長  
農林水産部長  
県土整備部長  
危機管理局長  
観光国際戦略局長  
エネルギー総合対策局長  
国スポ・障スポ局長  
出納局長  
東青地域県民局長  
中南地域県民局長  
三八地域県民局長  
西北地域県民局長  
上北地域県民局長  
下北地域県民局長  
病院事業管理者  
教育長  
警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長  
企画調整課長  
県民生活文化課長  
健康福祉政策課長  
農林水産政策課長  
監理課長  
防災危機管理課長  
観光企画課長  
エネルギー開発振興課長  
総務企画課長  
会計管理課長  
東青地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
中南地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
三八地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
西北地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
上北地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
下北地域県民局地域連携部地域支援チームリーダー  
病院局運営部経営企画室長  
教育庁教育政策課長  
警察本部警務部警務課長